

# 総合計画推進プログラム 実施方針

令和3年5月

相 模 原 市

## 目 次

1	総合計画実施計画見直しの背景	1
2	推進プログラムの構築	2
	（1）推進プログラムの概要	2
	（2）推進プログラムの構成	3
	（3）基本的視点等の設定	3
	（4）施策推進に向けて取り組む主な事業	4
	基幹事業の定義	4
3	推進プログラムの構築に当たってのルールの整備	5
	（1）新規事業の提案に当たっての主なルール	5
	（2）既存事業の精査・見直し	5
4	総合計画との関係と市民意見等の反映	6
5	令和3(2021)年度スケジュール案	7

## 1 総合計画実施計画見直しの背景

本市では令和2(2020)年3月に「未来へつなく さがみはらプラン～相模原市総合計画～」を策定し、「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」を将来像に掲げ、その実現に向けて施策の推進を着実に図ってきました。

一方で、本市の生産年齢人口は減少し大幅な市税収入の増加を見込めない中で、義務的経費の増大や老朽化が進行する公共施設の長寿命化等に対応する必要があり、これまでの行財政運営を見直す必要があります。

また、近年は令和元年東日本台風による被害や新型コロナウイルス感染症の影響への対応などの様に、これまで想定がされていなかったことが起こっており、このような突発的な変化に柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で暮らし方や働き方・価値観が変容しデジタル化が急速に進展する中で、本市の強みを生かした市政運営を進めるための仕組み作りが必要となります。

こうしたことから、当初令和2(2020)年3月を目途に策定することとしていた総合計画実施計画については、持続可能な行財政運営を目指す「相模原市行財政構造改革プラン(以下「改革プラン」という。)」を踏まえ、また、近年の著しい社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その在り方を見直し「総合計画推進プログラム(以下「推進プログラム」という。)」を新たに構築することとしました。

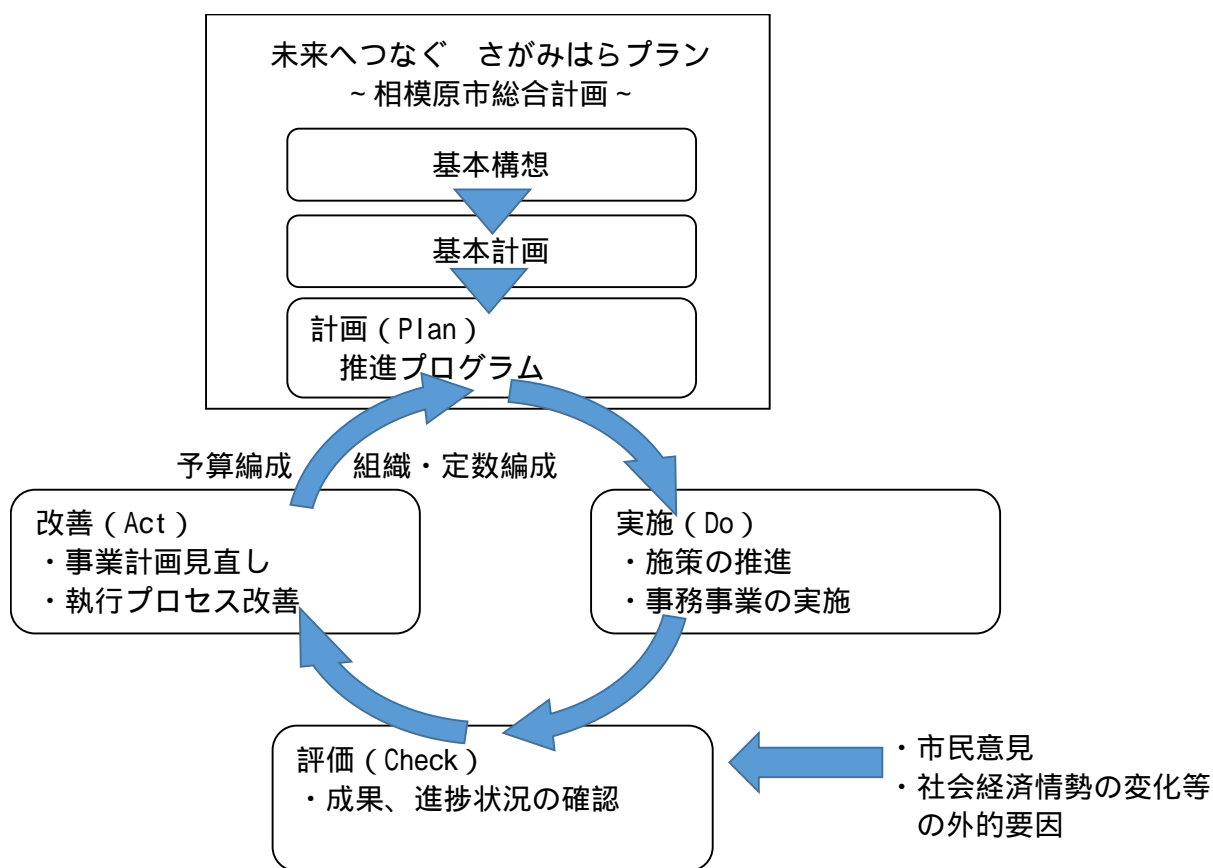
## 2 推進プログラムの構築

### (1) 推進プログラムの概要

推進プログラムでは、総合計画に定める将来像の実現に向け、毎年度末に今後3年間の市政運営に当たっての基本的視点や重点的に取り組む分野、施策推進に向けて取り組む主な事業等を設定します。

また、総合計画においては、取組の成果を市民に分かりやすく公表するとともに、継続的な改善活動による効果的・効率的な計画の推進を図るため、総合計画基本計画に数値目標を定め、施策等の達成度を評価・検証する進行管理を行うこととしています。

このため、推進プログラムにおいても、この考え方を踏まえ、総合計画の進行管理の結果や社会経済情勢の変化、改革プランに基づく改革内容を踏まえながら施策が推進できるよう毎年度主な事業等を見直し、更新した推進プログラムに基づき、次年度における予算編成や組織・定数編成を行うこととします。



## (2) 推進プログラムの構成

推進プログラムの構成は、下表の構成を原則とします。また、毎年度発行する「当初予算案の概要」との連携を検討します。

項目	内容
基本的視点等	基本計画の推進に向けた基本的な視点及び重点的な取組等を定めます。
施策推進に向けて取り組む主な事業	基本計画の施策毎に取り組む主な事業を定めます。
分野横断的に取り組む重点テーマに応じた事業	基本計画の施策毎に取り組む主な事業等を基に「分野横断的に取り組む重点テーマ」の推進に資する事業を定めます。
持続可能な行財政運営に向けて	期間中の財政の見通しや職員定数・人材育成などの考え方を示します。

## (3) 基本的視点等の設定

本市の人口は今後減少へと転じ、少子高齢化が急速に進行すると推計しており、これらによる人口構造の変化により生産年齢人口の減少や地域活力の低下、自治体の経営資源の制約など多くの課題が生じることが想定されます。

推進プログラムでは、これらの課題に備えながら、様々な社会経済情勢の変化に対応し、本市がもつ様々なポテンシャルを生かすことで、本市の目指す将来像の実現に向け、また将来にわたって持続可能なまちを形成するためにまちづくりに当たっての基本的な視点や期間中の重点的な分野等(以下「基本的視点等」という。)を、毎年10月に発出を予定する「市政運営の考え方」の中で予め設定することとします。

なお、基本的視点等の設定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により暮らしや経済の在り方、価値観が変化する中において、各施策の推進に向け「ポストコロナ」時代へ適応するようそれぞれの事業を改めて見直す必要があることや、事業の実施に当たっては裏づけとなる財源の担保が求められることから、新たな財源の確保や事業の精査、手法の見直し等を図り、持続可能な行財政基盤の構築を進める必要があることにも留意しながら、検討を進めることとします。

#### (4) 施策推進に向けて取り組む主な事業

本市の行う全ての事務事業は、将来像の実現に向けて、戦略的かつ計画的に実施する必要があります。推進プログラムでは、基本計画に示した施策に即して、その施策を効率的に推進するため、今後3年間で特に重点的に取り組む事業(政策的基幹事業(以下「基幹事業」という。))を定めます。

##### 基幹事業の定義

令和3年度に構築する推進プログラムの基幹事業となる事業は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3か年の間に実施を予定する事業のうち、次の基準に該当するものとします。

- (ア) 施策分野別基本計画の成果指標の目標達成に大きく資すると考えられる事業
- (イ) 成果指標・指標と結びつけることは難しいが、基本計画に定める施策の推進に大きく資すると考えられる事業
- (ウ) その他市長が特に認める事業
  - ・ 基本計画の計画期間内に実施することにより、市民ニーズに的確に応えることができ、かつ、資源投入効果が十分に期待できる事業
  - ・ 「公共施設の保全・利活用基本指針」を踏まえ、施設の複合化や多機能化など再編・再配置により床面積とコストの削減につながる事業

なお、基幹事業はこれまでの事業の枠組みにとらわれず柔軟に構築するとともに、政策部門が分野横断的な視点での調整を図り、複数の分野の統合的な向上を図ることとします。

また、基幹事業は、指標を定めることなどにより事業の進捗を管理し、毎年度の更新に合わせ、事業効果等を考慮して再構築するものとします。

### 3 推進プログラムの構築に当たってのルールの整備

時勢への柔軟な対応を図る観点からも新しい取組は活発に行う必要がありますが、一方で本市は厳しい財政状況下であり、今後は大幅な市税収入の増加を見込めない状況で市政運営を進める必要があります。こうしたことから、新規事業の提案などに当たってのルールを整備し柔軟な市政運営を図ります。

#### (1) 新規事業の提案に当たっての主なルール

新規事業を提案する際は、事業実施期間を原則3年まで、事業性質上やむを得ず3年を超える場合にあっても、必ず5年までとし、事業実施期間終了時の目標を定め、事業の効果検証を行うものとします。

また、新規事業は、原則として既存事業をリニューアルすることとし、その経費の範囲内で新たな課題にも対応することとします。既存事業を拡大する場合にあっても、事業全体を新たに提案することを原則とし、従前の予算規模で拡大分も対応し、又は関連する他事業の見直しにより、財源を確保することとします。

なお、単発的な建設事業や国の新たな制度等に基づく事業など、事業のリニューアルでは財源を生み出すことが困難なもの、本ルールの適用が馴染まないものについては、庁議等により個別に調整します。

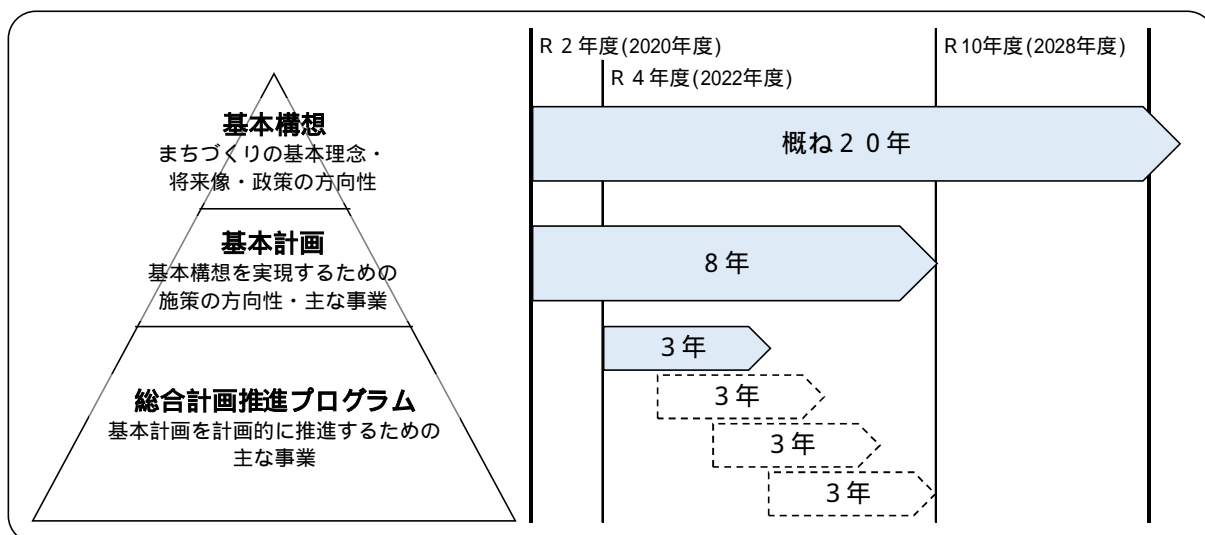
#### (2) 既存事業の精査・見直し

基幹事業に限らず全ての既存事業は、現在の社会経済情勢への適応や行政サービスの向上、人的資源、財源確保の観点から、事業の精査や手法の見直し、民間活力活用の検討等を適宜行う必要があります。特に、長期間手法を変えずに毎年定例的に実施している事業については、現在の社会経済情勢への適応の観点から精査・見直しを徹底することとします。

なお、特に市民への影響が大きいと想定される事業の精査・見直しを検討する際には、相応の期間を設け、関連する市民や団体等の理解を得ながら、着実に取組を進めます。

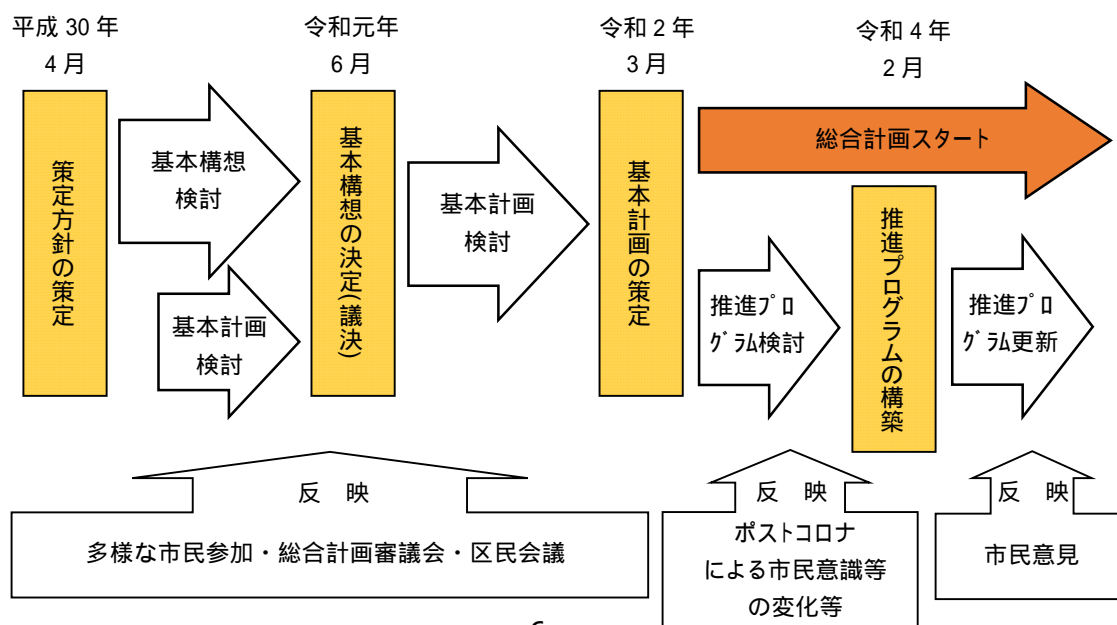
#### 4 総合計画との関係と市民意見等の反映

推進プログラムは、基本計画を計画的に推進するための主な事業を定めるものであり、実施計画の機能を担います。このため、推進プログラムの対象期間は基本計画の計画期間である令和9年度までとし、それ以降は、社会経済情勢の変化等を捉え、総合計画の在り方を改めて検討することとします。



なお、令和3(2021)年度の推進プログラムの構築に当たっては、総合計画の策定の際に実施した区民討議会やシンポジウム、オープンハウス型説明会などの様々な市民参加による意見を参考とするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス関連施策立案支援業務」において聴取した市民や専門家、団体などからの意見を踏まえながら検討を進めることとします。

また、令和4(2022)年度以降については毎年度末を目途に市民意見の聴取を行い、次期の推進プログラムへの反映に努めます。





## 5 令和3(2021)年度スケジュール案

- |            |     |                           |
|------------|-----|---------------------------|
| 令和3(2021)年 | 5月  | 総合計画推進プログラム実施方針作成         |
|            | 10月 | 市政運営の考え方作成(基本的視点等の設定)     |
| 令和4(2022)年 | 2月  | 推進プログラム(令和4~6年度)の構築、公表    |
|            | 3月  | 次期の推進プログラムの構築に向けた市民意見等の聴取 |